

東京大学大学院法学政治学研究科

総合法政専攻「博士課程」紹介ガイドンス

2020年7月16日

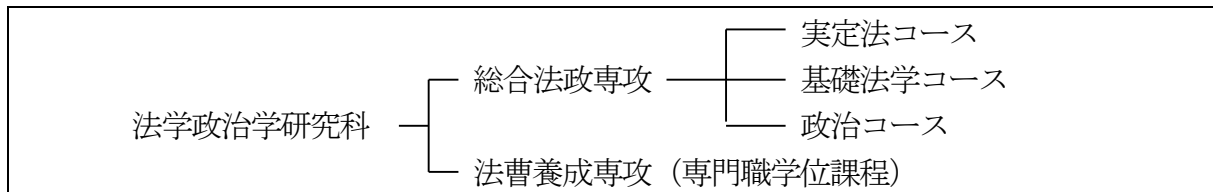
東京大学大学院法学政治学研究科

1. 法学政治学研究科「総合法政専攻」と「博士課程」について

法学政治学研究科は、東京大学に設定されている15の大学院の1つである。この法学政治学研究科には、総合法政専攻と法曹養成専攻（法科大学院）の2つの専攻があり、前者は法学政治学の分野における研究者の養成を、後者は実務家たる法曹の養成を、それぞれ主たる目的としている。

総合法政専攻における教育研究は、募集要項に記載されている通り、「法学・政治学の分野において、理論的・歴史的な視野に立って精深な学識を養い、専門分野における独自かつ高度な研究及び応用の能力を培うことを目的と」しており、研究者養成だけではなく、高度に専門的な業務に従事することをめざす専門家の養成もその目的に含まれている。

なお、総合法政専攻で授業・大学院生指導を行う教員は法学政治学研究科・法学部の教員に限られず、社会科学研究所、東洋文化研究所、総合文化研究科（教養学部）の教員の協力を得て教育を行っている。



総合法政専攻は、修士課程と博士課程からなる。それぞれの在籍者数については、資料編の（1）を参照されたい。

博士課程全般については、ホームページ上の情報として、「総合法政専攻のご紹介」ページ (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/graduate/about/>) の博士課程関連箇所をご覧ください。

2. 総合法政専攻の3つのコース及び選抜方式について

総合法政専攻の中には、実定法（公法、民刑事法）、基礎法学、政治の3つのコースが存在する。以下、各コースの概要を、入学選抜の方式にも言及しつつ説明する。

なお、2021年度（2020年度実施）の博士課程入学試験については、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、選抜方式が募集要項に記載されているものから変更される可能性がある。変更はホームページ(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/graduate/doctor/>)で告知されるので、こちらに掲載される情報を随時参照されたい。

入学試験においては、志望する専門分野に関する高度な専門的知識及び外国語能力が問われ、受験者が本専攻の求める学生像（「理論的な視野と歴史的な視野の双方に関心を持ち、比較の視点に立って対象を捉える力を備え、高度な学術的貢献を行うことのできる者」）に合致するか否かを総合的に判定する。各年度の博士課程募集人員は40名となっているが、コースごとの定員は設定されていない。2020年度博士課程入学試験の結果については、資料編の（2）を参照されたい。

実定法コースは、現代の日本の現行法をはじめ実定法の諸分野について研究するコースである。

実定法の諸分野には、国家機関の関与する法律関係を規律する公法、私人間の関係を規律する民事法、国家による私人の犯罪行為の処罰について規律する刑事法等が含まれる。実定法自体は現代日本や国際社会で現に効力を持つ法であり、条文のほか学説・判例等が素材となるが、その研究のためには、歴史的な沿革や外国法のあり方といった基礎法学的な知見が重要になることも多い。

実定法コースに入るための選抜枠としては、一般選抜であるA選抜と並んで、職業人特別選抜としてB選抜がある。これは、出願時点で2年以上の実務経験を有する職業人で、先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムに登録しようとする者を対象としており、法曹実務経験を持つ研究者や博士学位を持った法曹実務家が多く誕生することを期待したものである（専門分野の中にはB選抜の対象とならないものがある。詳細は募集要項を参照）。なお、先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムについてはホームページ（<https://ablp.j.u-tokyo.ac.jp/>）及び「令和3（2021）年度 東京大学大学院法学政治学研究科 総合法政専攻博士課程学生募集要項」に同封の「先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムについて」を参照すること。

基礎法学コースは、外国法、法制史、法哲学、法社会学などの分野を対象とする。現代の日本の現行法ではない法（外国法や過去の法）の研究、あるいは、実定法学とは異なる方法論（哲学や社会学）に基づく研究を行うことで、多様な視点から法についての考察を行うのが基礎法学分野であり、この分野の研究教育が充実しているのが総合法政専攻の特徴の1つである。選抜方式はA選抜となる。

政治コースは、広く政治に関わる諸現象を歴史的・理論的に考察する様々な分野を含み、その地理的対象は世界中に及ぶ。また、そこで用いられる方法や観点も多彩である。本学の法学部では、政治学を主に学ぶ第3類の学生の数は他類に比べて少ないが、総合法政専攻では政治コースの学生が占める比率は高く、法学系（実定法及び基礎法学）のコースと遜色ない。選抜方式はA選抜となる。

博士課程では、法学政治学の広い分野におよぶ授業科目が多数提供されている。今年度の授業科目一覧がコース別にまとめられているので、是非そちらもご覧いただきたい。

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/wp-content/uploads/sites/4/2020/03/2020-jugyokamoku.pdf>

A選抜（一般選抜）は、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績、外国語の学力についての検査（1カ国語、ただし専門分野によっては2カ国語）及び口述試験により行う。B選抜（職業人特別選抜）は、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績、外国語の学力についての検査（1カ国語）、研究計画書、実務上の経験及び能力に関する推薦状及び口述試験により行う。なお、口述試験は、論文審査合格者についてのみ行う。

また、外国人特別選抜枠は設けられていない。

出願資格により提出書類や出願時期等が異なるため、出願資格に関する募集要項の記載をよく確認されたい。

出願資格は、原則として、修士又は専門職学位課程（法務博士等）の学位を有することであるが、それらの学位を持っていない場合でも、出願前に個別の入学資格審査に合格すれば出願は可能である。個別の資格審査を受ける場合は、指定の期日までに申し出をした上で必要書類を提出する必要があるため、募集要項の記載内容を確認し、手続を進められたい。

なお、審査の対象となる「修士の学位論文に代わるもの」とは、募集要項10ページの補足説明にある通り、「出願者の専門分野における研究能力を示す論文であって、通常の修士論文とほぼ同等視しうるもの（およそ10万字以内）」を指す。ただし、「法務博士号取得者及び取得見込の者については、法科大学院における成績が特に優れている場合に限り、特定テーマについての研究成果を示す小論文（およそ2万字以内）」でこれに代えることができる。なお、自らの成績がここでいう「法科大学院における成績が特に優れている場合」に該当するか否かについては、同ページの枠線で囲った部分の記述に従って事前に問い合わせることが可能である（ただし、「成績が特に優れている場合」に該当するということが自分で確認できれば、事前の問い合わせは不要であり、直接、出願期間に小論文を提出すれば足りる）。

また、修士の学位又は専門職学位を持たない2年以上の法曹実務経験者（大学卒業者）からの出願、及び、B選抜についての2年以上の実務経験者（大学卒業者）からの出願についても、同じく2万字程度の小論文をもって修士の学位論文に代えることができる。ただし、修士の学位又は専門職学位を持たない場合には、出願期間前に個別の資格審査を受ける必要があるので、注意されたい。

出願資格の第5～8号による出願者は、修士の学位論文又はそれに代わるものに加えて、それよりも後に書かれた論文一篇を提出することができる。また、これまでの自己の専門分野と大きく異なる専門分野に出願する場合には、修士の学位論文又はそれに代わるものに加えて、志望する専門分野に関係のある、比較的最近書かれた参考論文一篇を提出することが望ましい。

3. 奨学関係について

日本学生支援機構大学院奨学制度をはじめとする入学後の奨学制度や、入学金・授業料免除などの制度については、資料編の（3）及び（4）を参照されたい。

4. 教育課程・履修等について

博士課程の標準修業年限は3年であるが、在学年限自体は5年（休学期間を除く）となっており、さらに3年以内の休学期間が認められている。最大限、8年間の在籍が可能である。

博士課程を修了するには、所定の修業年限以上在学し、必要な単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなくてはならない。

修了に必要な履修単位は、必修科目10単位と選択科目10単位の合計20単位であるが、必修科目10単位のうち8単位分は専攻指導を受けることで取得できるので、残りの12単位分について、授業の履修が必要となる。

所属コースに2年以上（法科大学院修了者は1年以上）在学し、10単位以上を取得している者は、博士の学位請求論文を提出することができる。なお、所定の修業年限以上在学し、必要な単位を修得し、必要な研究指導を受けただけで退学することを満期退学と呼ぶが、満期退学後3年以内に博士の学位論文を提出する場合も、在学中に論文を提出した場合と同様に、審査に合格すると「課程内博士」の学位

を取得することができ、その時点で博士課程を「修了」したことになる。他方、満期退学後3年を経過して論文を提出し審査に合格した場合は、いわゆる「論文博士」となり、「課程外博士」の学位を授与されることになる。

学位請求論文の審査に当たっては、当該論文の執筆者が、自立した研究者（あるいはその他の高度に専門的な業務に従事する者）に必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えていることを確認する。また、自立した研究者としての能力を証明するにとどまらず、学界に大きく貢献する特に優れた論文を書いた者には「特別優秀賞」が授与される。

5. 博士課程における法学・政治学の職業人教育の概要について

当研究科では、博士課程における法学・政治学の職業人教育を行っており、実定法コースに職業人特別選抜としてB選抜の枠を設置し、また、入学前に予め申し出ると6年までの長期履修が認められるなど、職業人の学位取得に対して門戸を開いている。詳細は資料編の（5）を参照されたい。

6. 博士課程の修了（学位取得）状況について

博士課程の修了状況については資料編の（6）を参照されたい。

博士課程修了後又は満期退学後に就職した者の約8割が教育研究職に就いている。

以上

総合法政専攻「博士課程」紹介ガイダンス 資料編

(1) 在籍者数

(2) 博士課程入試結果

(3) 日本学生支援機構大学院奨学生

(4) 入学料・授業料免除

(5) 博士課程における法学・政治学の職業人教育の概要

(6) 博士課程修了状況

2020年4月1日現在「総合法政専攻」在籍者数

専攻	コース	性別	修士課程						博士課程								合計			
			2020年度		2019年度以前		計		2020年度		2019年度		2018年度		2017年度以前				計	
			在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学	在籍	休学
総合法政	実定法	男	3 (3)	0 (0)	8 (2)	0 (0)	11 (5)	0 (0)	8 (5)	1 (1)	7 (3)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	14 (4)	6 (2)	33 (13)	7 (3)	44 (18)	7 (3)
		女	3 (3)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	12 (11)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	13 (10)	0 (0)	25 (21)	0 (0)
		計	6 (6)	0 (0)	17 (10)	0 (0)	23 (16)	0 (0)	9 (6)	1 (1)	12 (7)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	20 (8)	6 (2)	46 (23)	7 (3)	69 (39)	7 (3)
	基礎法学	男	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	6 (3)	0 (0)
		女	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)
		計	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	5 (3)	0 (0)	8 (3)	0 (0)	9 (4)	0 (0)
	政治	男	4 (2)	0 (0)	5 (3)	0 (0)	9 (5)	0 (0)	7 (4)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	14 (5)	5 (1)	31 (10)	6 (1)	40 (15)	6 (1)
		女	2 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	7 (4)	1 (0)	14 (6)	1 (0)	19 (10)	1 (0)
		計	6 (3)	0 (0)	8 (6)	0 (0)	14 (9)	0 (0)	9 (5)	0 (0)	7 (1)	0 (0)	8 (1)	1 (0)	21 (9)	6 (1)	45 (16)	7 (1)	59 (25)	7 (1)
小計	男	7 (5)	0 (0)	13 (5)	0 (0)	20 (10)	0 (0)	17 (9)	1 (1)	13 (4)	0 (0)	8 (1)	1 (0)	32 (12)	11 (3)	70 (26)	13 (4)	90 (36)	13 (4)	
	女	5 (4)	0 (0)	13 (12)	0 (0)	18 (16)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	6 (2)	0 (0)	14 (8)	1 (0)	29 (16)	1 (0)	47 (32)	1 (0)	
	計	12 (9)	0 (0)	26 (17)	0 (0)	38 (26)	0 (0)	20 (11)	1 (1)	19 (8)	0 (0)	14 (3)	1 (0)	46 (20)	12 (3)	99 (42)	14 (4)	137 (68)	14 (4)	

* 休学は内数

* ()は外国人で内数

(2) 博士課程入学試験結果

2020年度博士課程入学試験志望者数・合格者数

専攻	コース	募集人員	志願者数	合格者数
総合法政	実定法	40	35 (7)	9 (3)
	基礎法学		3 (1)	2 (1)
	政治		14 (10)	9 (7)
合計		40	52 (18)	20 (11)

()内は本研究科及び本学公共政策学教育部からの進学志望者数、並びに合格者を内数で示す。

(3) 日本学生支援機構 大学院奨学生

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき平成16年4月に設立され、教育の機会均等に寄与するため、学資の貸与その他学生等の修学援助を行うことなどにより、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的としている。

日本学生支援機構の大学院奨学制度には、第一種、第二種、そして2つ(第一種・第二種)を併用する併用貸与があり、貸与された奨学金は、大学院修了後、返還することになる。

第一種は無利息で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、奨学金の全部または一部が返還免除となる。

第二種は、在学中は無利息だが、修了後は年利3%を上限とする利息が付く。また、返還免除制度はない。

詳細は、HPで確認すること。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01.html

・2020年度 採用者数

第一種 … (申請者なし)

第二種 … 1年次: 1名

・2019年度 採用者数

第一種 … (申請者なし)

第二種 … (申請者なし)

民間奨学金について

民間奨学金については、募集の依頼が来るごとに、掲示・HPによって周知する。

また、入学許可内定者が申請できるものもありますので、大学院の掲示板・HPに注意すること。

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/graduate/fees/>

(4) 入学料・授業料免除

経済的理由等により、授業料等の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合には、選考のうえ、入学料・授業料が免除または徴収猶予される制度がある。

詳細は、HPで確認すること。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・2019年度(前期分)授業料免除者数 | ・2019年度(後期分)授業料免除者数 |
| 全額免除・・・日本人：5名、留学生：0名 | 全額免除・・・日本人：6名、留学生：3名 |
| 半額免除・・・日本人：3名、留学生：6名 | 半額免除・・・日本人：7名、留学生：3名 |
| ・2019年度 入学料免除者数 | 全額免除・・・日本人：0名、留学生：0名 |
| | 半額免除・・・日本人：0名、留学生：2名 |

以上、奨学金関係、入学料・授業料免除の詳細については、本部奨学厚生課奨学チームあて、問い合わせをすること。

奨学金担当 ☎ 03 - 5841 - 2536

入学料・授業料免除担当 ☎ 03 - 5841 - 2547

(5) 博士課程における法学・政治学の職業人教育の概要

○入学試験出願資格

修士または専門職学位課程（法務博士等）の学位を有することが原則となりますが、そうでない方も、個別の入学資格審査を受けることにより入学試験に出願することができます。たとえば、執筆した論文や、弁護士等の法曹の場合実務上作成する意見書等によってこの入学資格審査を行う例があります。

○入学試験

A選抜（一般選抜）については、修士論文またはそれに代わる論文等の審査、出身学校の成績、外国語の試験（例外的な場合を除き1か国語。詳細は募集要項参照）及び口述（面接）試験により選抜されます。B選抜（職業人特別選抜）については、修士論文またはそれに代わる論文等の審査、出身学校の成績、外国語の試験、研究計画書、実務上の経験及び能力に関する推薦状及び口述（面接）試験により選抜されます。

○入学後の履修

履修期間は3年が原則ですが、入学時にあらかじめ申し出れば6年までの長期履修も認められます。この期間において、指導教員の指導を受けながら、20単位の授業を履修すること、及び学位論文の審査に合格することが、博士課程を修了し「博士（法学）」の学位が授与されるための要件となります。20単位のうち8単位は専攻指導によるものですので、12単位の授業の履修が必要となります。半年間の学期に週1コマの授業を履修すると2単位となるので、授業による単位の取得は、仕事をしながらの履修でもそれほど困難なものではありません。12単位を超えて授業を履修することももちろん可能ですので、最初は授業中心に専門知識を深めていくことも可能です。また、先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム登録者の必修科目である「先端ビジネスロー基礎セミナー」（修士向け）・「先端ビジネスロー発展セミナー」（博士向け）は、通年・隔週開講〔2単位〕、木曜日5限（16:50～18:35）を予定しており、職業人でも履修しやすいように設計されています。

なお、入学後には、学業専念義務が課されますが、柔軟な運用がされており、弁護士や官庁勤務等の仕事を続けながら、履修をすることは十分可能です。なお、長期履修の場合には、1年当たりの授業料が安くなります。

○授業

総合法政専攻学生のための授業（ほとんどが演習です）のほか、法学部、法科大学院、公共政策大学院の授業と合併されている授業もあります。また、指導教員の承認を受けることにより、公共政策大学院の授業、及び東京大学の他の研究科の授業を履修することも可能です。提供されているきわめて多様な授業科目については、東京大学のホームページにおいて授業カタログとして公開されています（<http://catalog.he.u-tokyo.ac.jp/g-index>）。

○学位論文

博士課程の学生は指導教員の指導を受けながら学位論文の作成をすることになります。学位論文の審査は厳しく行われますが、学生の目標や履修状況に応じて、計画的に学位論文を完成させることができるように指導することとしています。多忙な仕事を続けながら学位論文を完成させることは容易ではありませんが、実務や研究的業務の経験があれば、十分乗り越えることが可能であり、早期に学位を授与された例もあります。また、履修期間のうち一部の期間だけは仕事を中断し、学位論文執筆に専念することも一つの選択肢となるでしょう。

(6) 博士課程 修了状況

専攻	公法	民刑事法	基礎法学	政治	合計
平成19年度修了者	3 (3)	4 (3)		2 (2)	9 (8)
平成20年度修了者	1 (1)		1 (1)	1 (1)	3 (3)
平成21年度修了者			1 (1)		1 (1)
平成23年度修了者		2 (2)			2 (2)
平成24年度修了者				1 (1)	1 (1)

総合法政 専攻	実定法 コース	基礎法学コース	政治 コース	合計
平成24年度修了者	6 (6)		6 (4)	12 (10)
平成25年度修了者	6 (1)	2 (2)	10 (8)	18 (11)
平成26年度修了者	4 (2)	1	6 (3)	11 (5)
平成27年度修了者	6 (1)		7 (2)	13 (3)
平成28年度修了者	3 (2)	1 (1)	5 (2)	9 (5)
平成29年度修了者	3 (0)	1 (1)	5 (1)	9 (2)
平成30年度修了者	3 (0)	1 (0)	1 (1)	5 (1)
令和元年度修了者	3 (0)	1 (0)	4 (1)	8 (1)

() 内は、満期退学後の課程修了者を内数で示す。